

高病原性鳥インフルエンザの再発防止対策事業を実施します

市内養鶏場での高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、市内養鶏農家等の農場の防疫機能強化の経費を支援します。

1 支援内容

対象経費＝令和4年11月から令和5年3月までに鳥の飼養施設で使用した消石灰・消毒薬や動力噴霧器などの消毒資器材の購入費、小動物の侵入防止のための施設修繕費等

補助率＝10／10（1事業者当たり上限50万円。消費税額分は対象外）

2 予算措置

予算額＝7,000千円（既決予算対応。3月補正予定）

3 その他

・防疫措置完了までの経緯

- 12月31日（土） 11:15 市内農場より県へ通報、県が立入検査
- 16:15 県家畜衛生研究所による簡易検査で陽性
- 16:30 群馬県特定家畜伝染病対策本部会議開催
（前橋市特定家畜伝染病対策本部会議設置）
- 1月1日（日） 8:00 殺処分開始
- 23:00 殺処分終了（採卵鶏13,460羽）
- 3日（火） 17:00 防疫措置完了

現地事務所 群馬県地域防災センター（群馬県前橋合同庁舎（上細井町））

・防疫措置の内容

当該農場の飼養鶏の殺処分、死体および鶏卵の密閉処理、鶏ふん及び飼料等汚染物品の封じ込め、農場内の消毒。

従事者数：延べ505人（本市職員43人（本部対応を含む））

担 当 農政課 畜産係
電 話 027-898-6705